

## 昭和三十八年政令第五十四号

船員法第一条第二項第三号の漁船の範囲を定める政令  
内閣は、船員法（昭和二十二年法律第百号）第一条第二項第三号及び第一百十九条の二の規定に基づき、この政令を制定する。

船員法第一条第二項第三号の政令の定める総トン数三十トン未満の漁船は、次の漁船とする。

イ 漁具を定置して営む漁業

ロ 漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十条第四項の区画漁業又は同条第五項の共同漁業

一 推進機関を備える総トン数三十トン未満の漁船であつて、専ら次に掲げる漁業に従事するもの

二 推進機関を備える総トン数二十トン未満の漁船（前号に掲げる漁船を除く。）であつて、その従事する漁業の種類及び操業海域その他の要件からみて船員労働の特殊性が認められないものとして国土交通省令で定めるもの

三 推進機関を備えない総トン数三十トン未満の漁船（他の漁船の附属漁船にあつては、前号に掲げる漁船の附属漁船に限る。）

### 附 則

（施行期日）

第一条 この政令は、昭和三十八年四月一日から施行する。

（船員法及び労働基準法の適用に関する経過措置）

第二条 この政令の施行により新たに船員法第一条第一項の船舶に含まれることとなる漁船（以下「新適用船」という。）については、同法第十八条第一項の規定にかかるらず、この政令の施行後一月を経過する日（この政令の施行の際現に航海中である新適用船があつては、当該航海の終了後一月を経過する日）までは、同項の書類を備え置かなくてもよい。

3 この政令の施行の際現に新適用船に乗組む船員（この政令の施行の際現に新適用船に乗組む船員をいう。以下同じ。）の委託を受けてその貯蓄金を管理している船舶所有者がこの政令の施行後においても引き続き新適用船の乗組み船員の委託を受けてその貯蓄金を管理しようとする場合においては、同項の規定による届出をした協定（労働基準法の一部を改正する法律（昭和二十七年法律第二百八十七号）附則第二項の規定により届出があつたものとみなされるものを含む。）は、船員法第三十四条第二項の規定による届出をした協定とみなす。

4 船員法第三十六条及び第三十七条の規定の適用については、この政令の施行の際現に存する新船員の雇入契約は、この政令の施行の際成立したものとみなす。

5 この政令の施行前に新船員の労働契約について解除の意思表示がされた場合におけるこの政令の施行後の当該労働契約の終了並びにこれに係る旅費の負担、使用証明書の交付及び金品の返還については、この政令の施行後においても、なお労働基準法第十五条第三項、第十九条から第二十三条まで及び第六十八条の規定を適用する。この場合においては、船員法第三十九条から第四十九条まで及び第五十四条の規定は、適用しない。

6 新船員は、船員法第五十条第一項の規定にかかるらず、この政令の施行後一月を経過する日（この政令の施行の際現に航海中である新適用船に乗り組んでいる新船員にあつては、当該航海の終了後一月を経過する日）までは、船員手帳を受有しなくともよい。

7 この政令の施行前に労働基準法第三十九条第一項又は第二項の規定により新船員に対して付与すべきこととなつた有給休暇については、この政令の施行後においても、なお同条の規定を適用する。

8 この政令の施行日の前日までに六ヶ月以上継続勤務した新船員が引き続きこの政令の施行後六月間において継続勤務した場合において、継続勤務した期間が一年以上となるときは、当該一年以上の継続した勤務に関しては、この政令の施行後においても、なお労働基準法第三十九条の規定を適用する。

9 この政令の施行の際現に航海中である新適用船で船員法第八十条第二項の命令の定めるものについては、当該航海が終了するまでは、同項の規定は、適用しない。

10 この政令の施行の際現に航海中である新適用船については、当該航海が終了するまでは、船員法第八十三条第一項及び第一百三十三条の規定は、適用しない。

11 新適用船については、船員法第八十三条第一項の規定にかかるらず、この政令の施行後一月を経過する日（この政令の施行の際現に航海中である新適用船にあつては、当該航海の終了後一月を経過する日）までは、健康證明書を持たない者を乗り組ませてもよい。

12 新船員のこの政令の施行前（船員法第一条第一項の船員であった期間を除く。以下次項及び附則第四条において同じ。）に生じた業務上の負傷若しくは疾病又はこれらによる身体に存する障害若しくは死亡に係る災害補償については、この政令の施行後においても、なお労働基準法第八章の規定を適用する。この場合においては、船員法第十章（第八十九条第二項及び第九十二条の二を除く。）及び第一百五十三条（災害補償に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。

13 新船員のこの政令の施行前に生じた職務外の負傷若しくは疾病又は職務上の行方不明については、船員法第八十九条第二項及び第九十二条の二の規定は、適用しない。

14 この政令の施行により新たに船員法第九十七条第一項又は第二項の規定により就業規則を届け出るべきこととなつた船舶所有者は、この政令の施行後一月を経過する日までに届け出ればよい。

15 第三項、第五項、第七項、第八項又は第十二項の規定によりこの政令の施行後においても、なお同法第一百一条、第一百二条、第一百四条及び第一百五条の規定を適用する。この場合においては、船員法第一百一条、第一百六条から第一百九条まで及び第一百十二条の規定は、適用しない。

16 第五項、第七項又は第八項の規定によりこの政令の施行後においてもなお適用することとされる労働基準法第二十条又は第三十九条第四項の規定による賃金、災害補償その他の請求権の時効については、この政令の施行後においても、なお同法第一百四十四条の規定によりこの政令の施行後においてもなお適用することとされる労働基準法の規定による賃金、災害補償その他の請求権の時効については、この政令の施行後においても、なお同法第一百五十五条の規定を適用する。この場合においては、船員法第一百七条の規定は、適用しない。

17 第五項、第七項、第八項又は第十二項の規定によりこの政令の施行後においてもなお適用することとされる労働基準法の規定による賃金、災害補償その他の請求権の時効については、この政令の施行後においても、なお同法第一百五十五条の規定を適用する。この場合においては、船員法第一百七条の規定は、適用しない。

においても、なお同法第百十九条から第百二十一条までの規定を適用する。  
〔労働組合法及び労働契約調整法の適用に関する経過措置〕

### 第三条 二の政令の施行の察観と労動組合法（昭和二十四年）

**第三条** この政令の施行の際現に労働組合法(昭和二十四年法律第七百七十四号)第五条第一項、第十一一条第一項、第二十五条第二項又は第二十七条第一項の規定により中央労働委員会又は地方労働委員会に係属中である新船員に係る事件の処理については、同法第十九条第二十二項の規定にかかわらず、この政令の施行後においても、なお中央労働委員会又は地方労働委員会が同法の規定に

よる権限を行なうものとする。

2 この政令の施行前に労働組合がした処分で新船員に係るもの及び前項の規定により地方労働委員会がした処分については、同

法第十九条第二項の規定にかかるるこの政令の施

3 この政令の施行の際現に労働組合法及び労働関係調整法(昭和二十一年法律第二十五号)の規定により中央労働委員会又は地方労働委員会に係属中である新船員に係る労働争議に関する事件のあつせん、調停及び仲裁については、労働組合法第十九条第二十一項の規定にかかわらず、この政令の施行後においても、なお中央労働委員会又は地方労働委員会が同法第二十条の規定による権限を行なうものとする。

(労働者災害補償保険法等の適用に関する特設措置)

**第四条** 新船員のこの政令の施行前に生じた業務上の（（六）個々の言語保護法等の適用に関する細則）

補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）の規定を適用する。この場合においては、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）の規定は、適用しない。

**第五条** (船員保険法等の適用に関する経過措置)  
この法律の施行の日前に建業保険の被保険者であつた新船員がこの改令の施行後はじめて船員保険の被保険者の資格を喪失した場合において、この改令の施行の日の前日まで継続する

その者の健康保険の被保険者であつた期間をその者の船員保険の被保険者であつた期間とみなしたならば、船員保険法第二十一条第二項（同法第三十条第三項、第三十一条ノ一第七項及び第三十二

同法第二十八条第二項の規定の適用については、その者は同項の規定に該当する被保険者であつたものとみなす。以下この項において同じ。)の規定に該当することとなるときは、

くなつた日以前一年間における船員保険の被保険者であつた期間とみなしたならば船員保険法第三十三条ノ三第一項の規定に該当することとなるときは、同項の規定の適用については、その者は

いて、その者の厚生年金保険の被保険者期間（第四種被保険者であつた期間を除く。）、国民年金の被保険者期間（保険料納付済期間及び保険料免除期間に限る。）又は農林漁業団体職員共済組合の

組合員であつた期間をその者の船員保険の被保険者であつた期間とみなすならば、その者の船員保険の被保険者であつた期間が六月以上となるときは、船員保険法第四十一条第三項又は第五十一条第一項第一号に規定する場合を除くときは、組合員であつた期間をその者の船員保険の被保険者であつた期間とみなす。

四男若しくは第五男の適用についても、その者は六月以上被保険者であつたものとみなす。ただし、給付が行なわれるべき場合の適用について、この限りではない。

4 前二項の規定により船員保険法の規定による保険給付が行なわれた場合においては、その給付に要する費用は、船員保険特別会計と失業保険特別会計、厚生保険特別会計、国民年金特別会計又

5 国目年金法（昭和三十四年法律第二百四十一号）は照らし、当該保険料は相当する給付を行なうことができないときは国目年金特別会計は負担しない前項の規定による負担の割合その他費用の負担に関し必要な事項は、大蔵省令・厚生省令・農林水産省令・労働省令で定める。

6 第四項の規定により負担すべき金額に係る失業保険特別会計又は国民年金特別会計国民年金勘定の船員保険特別会計への繰入金は、それぞれの特別会計の歳出とし、同項の規定により負担すべき

金額に係る船員保険特別会計の失業保険特別会計、国民年金特別会計、国民年金制度又は農林漁業団体職員共済組合からの受入金は、船員保険特別会計の歳入とする。  
**附 則** (昭和四五年一月五日政令第二四六号)  
本規則は、昭和四五年一月五日から施行する。

(施行期日) 平成25年1月1日

1 この政令は、船員法の一部を改正する法律（昭和四十五年法律第五十八号）中船員法第一条第一項第三号の改正規定の施行の日（昭和四十六年一月一日）から施行する。  
（読み易く）

2 (絶道措置)  
この改政令による改正前の船員法第  
一条第一項の船舶に含まれる総トン数三十トン未満の漁船の範囲を定める政令  
(以下「令」という。) 附則第二条(第九項を除く。)、第三条、第四条及び第五条

(第一項を除く。) の規定は、この政令の施行により新たに船員法第一条第一項の船舶に含まれることとなる漁船(以下「新適用船」という。)及び新船員(この政令の施行の際現に新適用船に乗り





(罰則に関する経過措置)  
第五条 この政令の施行前にした行為及び附則第二条の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの政令の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によ  
る。